

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税賦課徴収に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

和泉市は、地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府和泉市長

公表日

令和5年3月31日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課徴収に関する事務
②事務の内容	<p>・和泉市は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報(地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例によるもの)に関する事務を取り扱う。(別紙1を参照))</p> <p>地方税分野の事務において、地方税法、その他の地方税に関する法律及び条例の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方税の賦課徴収のため、納税者からの申告及び届出等により、必要な情報を入手及び賦課決定を行い、課税情報を管理する。 2. 徴収した税額等を把握するため、収納情報を管理する。 3. 滞納者への督促状等の送付及び滞納処分を行うため、滞納情報を管理する。 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行うため、共通宛名情報を管理する。 <p>* 地方税とは、個人住民税、軽自動車税及び固定資産税(都市計画税を含む。以下「固定資産税」という。)のことをいう。</p>
③対象人数	<p style="text-align: center;"><選択肢></p> <p>[10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満</p>
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務総合システム
②システムの機能	<p>税務総合システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱う事務機能は以下の機能から構成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課税管理機能 <ol style="list-style-type: none"> 1. 賦課期日の住民および特徴義務者の把握機能 2. 課税資料(申告書・給与支払報告書・調査による課税資料など)の情報管理機能 3. 課税客体(所得・土地・家屋・登録車両)の所有者、使用者、納税義務者の把握機能 4. 賦課徴収の決定(納税告知)機能 5. 課税情報異動(税額更正、徴収方法変更等)機能 6. 課税情報(税額等)照会機能 7. 減免情報の管理機能 ・収納管理機能 <ol style="list-style-type: none"> 1. 収入の把握・管理機能 2. 過誤納(還付、充当等)を行う機能 3. 督促状の発行機能 ・証明等発行機能 <ol style="list-style-type: none"> 1. 各種税証明書・納税通知書等を発行
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2～5									
システム2									
①システムの名称	地方税電子申告システム(eLTAX)								
②システムの機能	<p>・給与支払報告書及び年金支払報告書の支払者が、提出義務のある申告データ等を、地方税共同機構を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者データの審査と照会 2. 申告・申請・届出データの審査と照会 3. 申告データのダウンロード機能 4. 特別徴収税額データの送信機能 5. 償却資産データの連携 6. 市税の納付データの受信・ダウンロード 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム3									
①システムの名称	国税連携システム								
②システムの機能	<p>・国税庁、他自治体が、所得税確定申告等の情報または税額データを地方税共同機構を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 確定申告データのダウンロード機能 2. 確定申告データの照会・印刷機能 3. 自治体間回送機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム4									
①システムの名称	滞納管理システム								
②システムの機能	<p>・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の滞納管理に関する電算処理を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 税務総合システムと連携して滞納情報を管理する。 2. 調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 3. 滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 4. 催告書、納付書等を発行する。 								
③他のシステムとの接続	<table border="0"> <tr> <td><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム</td> <td><input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td><input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/> 宛名システム等</td> <td><input type="checkbox"/> 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><input type="checkbox"/> その他 ()</td> </tr> </table>	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム	<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム	<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム								
<input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム	<input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム								
<input type="checkbox"/> 宛名システム等	<input type="checkbox"/> 税務システム								
<input type="checkbox"/> その他 ()									
システム5									
①システムの名称	中間サーバー								

システム6～10	
システム6	
①システムの名称	中間サーバーGW
②システムの機能	1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の新規付番や、団体内統合宛名情報の管理を行う機能 2. データ連携機能 団体内統合宛名システム等から特定個人情報を受領し、中間サーバーに反映する機能 3. 情報照会機能 他団体が保有する特定個人情報を照会する機能 4. 記録管理機能(ログ管理機能) 情報照会・情報提供に関する処理の記録を生成し管理する機能 5. 情報提供データベース管理機能 中間サーバーに送受信される特定個人情報に関するデータを管理する機能 6. 職員認証・権限管理機能 権限を与えられた職員のみがそれぞれの権限に基づき各種機能や特定個人情報へアクセスできるよう制御を行う機能 7. システム管理機能 連携処理の自動実行、各種集計表等の出力を行う機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバー、団体内統合宛名システム)
システム7	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 団体内統合宛名情報の検索照会機能 団体内統合宛名情報を検索、照会する機能 2. 団体内統合宛名情報の異動入力機能 団体内統合宛名情報を異動入力する機能 3. 宛名情報関連付け機能(データクレンジング機能) 複数登録されている同一宛名情報を特定し、団体内統合宛名番号を付番する機能 4. データ連携機能 庁内連携システムから特定個人情報を受領し、中間サーバーGWに反映する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (中間サーバーGW)

システム8	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1. 宛名照会機能 宛名の照会を行う機能 2. 宛名異動機能 宛名の異動を行う機能 3. データ連携機能 既存住民基本台帳システムからのデータを受け取り、宛名データを庁内連携システムへ連携する機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input checked="" type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム9	
①システムの名称	庁内連携システム
②システムの機能	・データ連携機能 各個別システムで必要とする他システムのデータの連携を行う機能
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input checked="" type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input checked="" type="checkbox"/> その他 (団体内統合宛名システム、家屋評価計算システム、滞納管理システム)
システム10	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1. コンビニからの証明書発行依頼の応答 2. 証明書の発行履歴の保持、出力
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input checked="" type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()

3. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>1. 番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条</p> <p>2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項</p> <p>(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務室
②所属長の役職名	税務室長
7. 他の評価実施機関	
-	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
税務情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者、課税調査対象者、所有者及び使用者
その必要性	地方税の公平・公正な賦課を目的としているため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<p>地方税の賦課・徴収業務に下記の理由により必要であるため</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報は、対象者を正確に特定するため ・4情報及び連絡先、その他住民票関係情報は、個人住民税課税計算、配偶者および扶養者の判定、納税義務者への納税通知書の送付、課税者への連絡を行うため ・国税関係情報は、確定申告に基づく資産により賦課徴収者を特定し、賦課徴収を行うため ・地方税関係情報は、地方税の賦課徴収対象者を特定するため ・医療保険関係情報及び介護・高齢者福祉関係情報は、適正な社会保険料控除を行うため ・障害者福祉関係情報は、適正な障害者控除を行うため ・生活保護・社会福祉関係情報は、課税要件、減免要件及び滞納処分の可否を判断するため ・年金関係情報は、年金特別徴収対象者の処理を行うため ・災害関係情報は、固定資産税の適正な評価を行うため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	総務部税務室、総務部滞納債権整理回収課、市民室(出張所)

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民室、生活福祉課、高齢介護室、保険年金室、障がい福祉課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (法務局、国税庁、年金支払者(日本年金機構のみ)、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (他市区町村、事業者(特徴義務者)) <input type="checkbox"/> 民間事業者 (償却資産所有者、事業者(特徴義務者)、年金支払者(日本年金機構)を除く) <input type="checkbox"/> その他 (地方税電子申告システム、国税連携システム)	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="checkbox"/>] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (eLTAX、国税連携システム)	
③使用目的 ※	・地方税法、その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課、客体管理又は地方税に関する調査に関する事務を行うため。	
④使用の主体	使用部署	総務部税務室, 総務部滞納債権整理回収課, 市長公室政策企画室, 市民室(出張所)
	使用者数	<input type="checkbox"/> 50人以上100人未満] <ul style="list-style-type: none"> <li style="text-align: center;"><選択肢> <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 <li style="display: flex; justify-content: space-between;"> 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		<ul style="list-style-type: none"> ・税務情報ファイルに記録された情報より、賦課期日における課税対象者情報を特定及びデータの整備を行い、該当者について地方税の賦課決定を行う。 ・課税資料等の名寄せ、社会保険料控除及び他市在住者の課税資料等の確認のために、調査、照会を行う。 ・減免有無の情報を課税客体ごとに管理し、減免の承認、結果の通知を行う。 ・証明等発行事務を行う。
	情報の突合	<ul style="list-style-type: none"> ・課税資料(申告書等)と課税対象者、配偶者、扶養者等の本市保有情報を突合して、個人特定等を行う。 ・課税資料(申告書等)と生活保護関係情報を突合して、非課税判定情報の収集を行う。 ・課税資料(申告書等)と国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料情報を突合して、社会保険料控除の適正な処理を行う。 ・住民票関係情報と突合して、宛名情報等が適正かを検出するほか、出生・死亡などによる世帯内の納税義務者情報の変更を確認する。
⑥使用開始日	平成28年1月1日	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <small><選択肢></small> 1) 委託する 2) 委託しない (4) 件	
委託事項1	税務総合システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	滞納管理システムの運用・保守	
①委託内容	システムの運用・保守	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	日本電子計算株式会社	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	あらかじめ書面により申請・承認を行う
	⑥再委託事項	システム保守
委託事項3	市税等納付案内業務・市税収納管理業務	
①委託内容	市税等の滞納者に対する電話による納付案内業務、市税の口座振替依頼書等の入力業務	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <small><選択肢></small> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社共立メンテナンス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <small><選択肢></small> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 提供を行っている (66) 件 [<input checked="" type="radio"/>] 移転を行っている (25) 件 [] 行っていない
提供先1	(別紙2に一覧表として記載)
①法令上の根拠	(別紙2参照)
②提供先における用途	(別紙2参照)
③提供する情報	(別紙2参照)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <div style="text-align: right; font-size: small;"> <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 </div>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(別紙2参照)
⑥提供方法	[<input checked="" type="checkbox"/>] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	(別紙2参照)
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	(別紙3に一覧表として記載)
①法令上の根拠	(別紙3参照)
②移転先における用途	(別紙3参照)
③移転する情報	(別紙3参照)
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	(別紙3参照)
⑥移転方法	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム [<input type="checkbox"/>] 専用線 [<input type="checkbox"/>] 電子メール [<input type="checkbox"/>] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [<input type="radio"/>] フラッシュメモリ [<input type="radio"/>] 紙 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
⑦時期・頻度	(別紙3参照)
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<和泉市における措置> ・セキュリティ区画内に施錠したサーバー室を設置し、監視カメラを設置し入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・特定個人情報の紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <データセンターにおける措置> データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

別紙のとおり

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名							
税務情報ファイル							
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）							
リスク： 目的外の入手が行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・窓口では、本人あるいは代理人の本人確認及び委任状の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手を防止する。 ・課税資料等をシステムへ入力後、課税資料等とシステムの入力内容を照合し、確認を行う。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
3. 特定個人情報の使用							
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク							
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号を保有するシステムにアクセスする場合は、ユーザIDによる識別と生体認証を実施している。認証後はユーザー毎に利用可能な機能を制限することで不適切な方法で入手が行えない対策を実施している。 						
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク							
ユーザ認証の管理	[行っている] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 行っている</td> <td style="text-align: center;">2) 行っていない</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 行っている	2) 行っていない		
<選択肢>							
1) 行っている	2) 行っていない						
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・個人毎にユーザIDを設定し、利用可能な機能を制限している。 ・生体認証等を行い、不正なログインを防止している。 						
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[十分である] <table border="0" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="text-align: center;"><選択肢></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 特に力を入れている</td> <td style="text-align: center;">2) 十分である</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 課題が残されている</td> <td></td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 特に力を入れている	2) 十分である	3) 課題が残されている	
<選択肢>							
1) 特に力を入れている	2) 十分である						
3) 課題が残されている							
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置							
<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報が表示された画面のハードコピーの取得は、事務処理に必要な範囲にとどめ、処理終了後はまとめてシュレッダーで破棄している 							

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・個人情報の秘密保持 ・再委託の禁止又は制限 ・個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止 ・個人情報の複写及び複製の禁止 ・個人情報の適正管理 ・個人情報の取扱いに関する事故発生報告 ・契約事項に違反した場合の契約解除及び損害賠償 	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	—	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・和泉市個人情報保護条例第18条において、受託者が個人情報の適切な管理を行う責務があることを規定している。 		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の提供・移転は、法令等に規定のあるときのみ行っている。 ・データ移転先に「データ利用申請」を求め、データ移転元がその法的根拠等を判断し承認したもののみ許可する。 	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室等への入退出及びシステムへのアクセス権を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 ・庁内連携システムは、データの移転又は提供が認められたもののみアクセスを許可している。 ・特定個人情報を電子記録媒体を用いて移転又は提供する場合は、セキュリティ機能付きの媒体を用い、かつデータを暗号化する。 		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

リスク2: 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-------------	-----------	---

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>・情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>・情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>
--	--

7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	—
再発防止策の内容	—
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は施錠管理し、予め許可された者しか入室できない。 ・ウイルス対策の定期的パターン更新を行っている。 ・保存期間を過ぎた紙媒体についてはシュレッダー等を使用して廃棄している。 ・課税資料(申告書等)については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照会した後は、鍵付の書庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><データセンターにおける措置></p> <p>データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[] 自己点検 [<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	・異動してきた職員に対して、個人情報の取扱い及びセキュリティ面について、指導・啓発を行っている。
10. その他のリスク対策	
—	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号 594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市役所 総務部 総務管財室
②請求方法	和泉市個人情報保護条例に基づき、必要事項を記載した個人情報開示等請求書を提出する。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号 594-8501 大阪府和泉市府中町二丁目7番5号 大阪府和泉市役所 総務部 税務室
②対応方法	口頭又は文書により受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和5年2月17日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月8日	II 特定個人情報ファイルの概要⑤保有開始日	平成27年10月1日(仮)	平成28年1月1日(仮)	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要⑤保有開始日	平成28年1月1日(仮)	平成28年1月1日	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無	提供を行っている(61)件	提供を行っている(60)件	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無	移転を行っている(27)件	移転を行っている(24)件	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.2~8、No.11~57を修正。No.9、10を削除。	No.11~No.61をNo.9~No.59へ項番変更。No.60を追加。	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙3	No.1~3を修正。No.13、23、25、27を削除。	No.4~No.27をNo.2~No.21へ項番変更。No.22~24を追加。	事後	
平成27年12月24日	II 特定個人情報ファイルの概要②入手元	「評価実施機関内の他部署」より「建築・開発指導室」を削除。		事後	
平成28年4月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託事項1③委託先名「日本電子計算株式会社」、委託事項2③委託先名「扶桑電通株式会社」	委託事項1③委託先名「日本電子計算株式会社、株式会社アスウェル」、委託事項2③委託先名「扶桑電通株式会社、株式会社アスウェル」	事後	
平成28年12月28日	I 基本情報 4.個人番号の利用法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の16項(地方税)	1.番号法 ・第9条(利用範囲)第1項 別表第1の16の項 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む)に関する事務であって主務省令(※)で定めるもの ※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第16条 2.行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成25年法律第28号)により地方税法、国税通則法、所得税法の一部が改正され、税務関係書類に個人番号の記載を求める措置が講じられている。	事後	
平成28年12月28日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2(26,27,28,29の項)	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	宛名情報 氏名かな、氏名漢字、続柄、郵便番号、番地、方書、転入前住所、転出先住所、住民日(事由及び届出日含む。)非住民日(事由及び届出日含む。)、住定日(事由及び届出日含む。)、住定日(事由及び届出日を含む。))を削除		事後	

平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	なし	<p>宛名情報 宛名番号,統合宛名番号,氏名,電話番号,支所コード,住民でなくなる日,住民でなくなる事由 追加</p> <p>課税情報 特定取得該当1,特定取得該当2,寄附金申告特例(都道府県・市区町村分),市民税寄附金申告特例控除,府民税寄附金申告特例控除,特定中小株式繰損 追加</p> <p>申告書情報 特定取得該当1,特定取得該当2,寄附金申告特例(都道府県・市区町村分),特定中小株式繰損,扶養 非居住者数 追加</p> <p>給与支払報告書情報 特定取得該当1,特定取得該当2,扶養,非居住者数,住宅借入金等特別控除適用数,住宅借入金年末残高1,住宅借入金年末残高2,住宅特別控除区分(1回目),住宅特別控除区分(2回目) 追加</p> <p>公的年金支払報告書情報 扶養 非居住者数 追加</p> <p>中間サーバ 情報提供用個人識別符号,団体内統合宛名番号 追加</p>	事後	
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	なし	<p>課税資料扶養情報 宛名番号,年度分,算定団体コード,バッチ連番,処理コード,個人番号,配偶者フリガナ,配偶者居住区分,配偶者個人番号,配偶者宛名番号,配偶者扶養関係コード,控除対象扶養親族フリガナ1,控除対象扶養親族居住区分1,控除対象扶養親族個人番号1,控除対象扶養親族宛名番号1,控除対象扶養親族扶養関係コード1,控除対象扶養親族フリガナ2,控除対象扶養親族居住区分2,控除対象扶養親族個人番号2,控除対象扶養親族宛名番号2,控除対象扶養親族扶養関係コード2,控除対象扶養親族フリガナ3,控除対象扶養親族居住区分3,控除対象扶養親族個人番号3,控除対象扶養親族宛名番号3,控除対象扶養親族扶養関係コード3,控除対象扶養親族フリガナ4,控除対象扶養親族居住区分4,控除対象扶養親族個人番号4,控除対象扶養親族宛名番号4,控除対象扶養親族扶養関係コード4,控除対象扶養親族個人番号5,控除対象扶養親族宛名番号5,控除対象扶養親族扶養関係コード5,控除対象扶養親族個人番号6,控除対象扶養親族宛名番号6,控除対象扶養親族扶養関係コード6,16歳未満扶養親族フリガナ1,16歳未満扶養親族居住区分1,16歳未満扶養親族個人番号1,16歳未満扶養親族宛名番号1,16歳未満扶養親族扶養関係コード1,16歳未満扶養親族フリガナ2,16歳未満扶養親族個人番号2,16歳未満扶養親族宛名番号2,16歳未満扶養親族扶養関係コード2,16歳未満扶養親族フリガナ3,16歳未満扶養親族居住区分3,16歳未満扶養親族個人番号3,16歳未満扶養親族宛名番号3,16歳未満扶養親族扶養関係コード3,16歳未満扶養親族フリガナ4,16歳未満扶養親族居住区分4,16歳未満扶養親族個人番号4 追加</p>	事後	
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 全ての記録項目 別添1	なし	<p>16歳未満扶養親族宛名番号4,16歳未満扶養親族扶養関係コード4,16歳未満扶養親族個人番号5,16歳未満扶養親族宛名番号5,16歳未満扶養親族扶養関係コード5,16歳未満扶養親族個人番号6,16歳未満扶養親族宛名番号6,16歳未満扶養親族扶養関係コード6,障害者個人番号1,障害者個人番号2,専従者フリガナ1,専従者個人番号1,専従者宛名番号1,専従者扶養関係コード1,専従者フリガナ2,専従者個人番号2,専従者宛名番号2,専従者扶養関係コード2,支払者法人番号,支払者個人番号,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号</p> <p>事業所情報 科目コード,科目詳細コード,宛名番号,大分類コード,中分類コード,小分類コード,納付書出力区分,事業所ソート区分,連絡先,作成日,更新日,更新時間,更新職員宛名番号,更新端末番号,共済区分,公務員区分,納期特例区分,総括はがき作成区分,郵便作成区分,国番,特徴税額通知受取方法,事業所予備2,メールアドレス,普徴事業所区分,納税者ID,制度個人番号(個人事業主) 追加</p>	事後	
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	環境産業部出張所	市民室(出張所)	事後	
平成28年12月28日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元	市民課	市民室	事後	

平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④ 使用の主体 使用部署	環境産業部出張所	市民室(出張所)	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託事項3「市税等納付案内業務」 ① 委託内容 市税等の滞納者に対する電話による納付案内業務	委託事項3「市税等納付案内業務・市税収納管理業務」 ① 委託内容 市税等の滞納者に対する電話による納付案内業務、市税の口座振替依頼書等の入力業務	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託	委託事項5「帳票類の印字ならびに封入・封緘業務」 ① 委託内容「納税通知書・市府民税申告書等の印字並びに封入・封緘業務」 ③ 委託先名 毎年度の入札による	委託事項5「帳票類の印字、封入封緘、圧着業務」 ① 委託内容「納税通知書・市府民税申告書等の印字、封入封緘業務、口座振替済ハガキ圧着業務」 ③ 委託先名 毎年度の入札による、日本電子計算機	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.12 ② 提供先における用途「生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」	No.12 ② 提供先における用途「生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.38 提供先「市町村長」	No.38 提供先「市町村長(児童手当法第17条第1の表の下欄に掲げる者を含む。)」	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.42 ② 提供先における用途「中国残留邦人等支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	No.42 ② 提供先における用途「中国残留邦人等支援給付金等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.20～60を修正。	No.20～60をNo.20～63に修正。 No.20.No.41.No.57を追加し、項番ずれを修正	事後	
平成28年12月28日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ区画内に施錠したサーバー室を設置し、監視カメラを設置し入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・特定個人情報の紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティ区画内に施錠したサーバー室を設置し、監視カメラを設置し入退室管理を行っている。 ・データの不正持込・持出禁止を規定している。 ・特定個人情報の紙媒体は、施錠された保管庫に保存している。 ・入退室管理を徹底するため出入口の場所を限定する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 	事後	
平成28年12月28日	III リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は施錠管理し、予め許可された者しか入室できない。 ・ウイルス対策の定期的パターン更新を行っている。 ・保存期間を過ぎた紙媒体についてはシュレッダー等を使用して廃棄している。 ・課税資料(申告書等)については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照会した後は、鍵付の書庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 	<p><和泉市における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・サーバー室は施錠管理し、予め許可された者しか入室できない。 ・ウイルス対策の定期的パターン更新を行っている。 ・保存期間を過ぎた紙媒体についてはシュレッダー等を使用して廃棄している。 ・課税資料(申告書等)については、特定個人情報の漏洩及び紛失を防止するため、入力及び照会した後は、鍵付の書庫に保管する。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ・中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ・導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 <p><データセンターにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・データセンターにおいては、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の内、さらに入退館管理を行っている部屋に設置したサーバー内に管理。サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要。 	事後	
平成29年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.58①法令上の根拠(項番)「120」	No.58①法令上の根拠(項番)「119」	事後	

平成29年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	No.57を削除。	提供先No. No.58～No.63をNo.57～No.62へ修正	事後	
平成29年12月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の2、23条、24条、25条、26条の3、28条、31条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年12月7日	I 基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務室長 藤波 博昭	税務室長 池田 保	事後	
平成29年12月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 提供・移転の有無	提供を行っている(60)件	提供を行っている(62)件	事後	
平成31年3月7日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム12	—	①コンビニ交付システム ②コンビニからの証明書発行依頼の応答 証明書の発行履歴の保持、出力 ③税務システム	事後	
平成31年3月7日	I 基本情報 / 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 / ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
平成29年12月7日	I 基本情報 / 6. 評価実施機関における担当部署 / ②所属長の役職名	税務室長 池田 保	税務室長	事後	様式変更のため
平成31年3月7日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項5 / ③委託先名	毎年度の入札による、日本電子計算機	日本電子計算機	事後	

令和2年3月11日	I 基本情報 / 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 / ②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、16条、19条、20条、21条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85 の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3)</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項)</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>	事後	
令和2年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項1 / ③委託先名	日本電子計算株式会社、株式会社アスウェル	日本電子計算株式会社	事後	
令和2年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項2 / ③委託先名	扶桑電通株式会社、株式会社アスウェル	扶桑電通株式会社、株式会社シンク	事前	
令和2年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項6	なし	委託事項6「市民税賦課事務」 ①委託内容「給与支払報告書等の課税資料の郵便開封・分類・補記・入力等作業」 ②委託先における取扱者数「10人以上50人未満」 ③委託先名「株式会社共立メンテナンス」 ④再委託の有無「再委託しない」	事後	
令和3年2月15日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム2	<p>・給与支払報告書及び年金支払報告書の支払者が、提出義務のある申告データ等を、一般社団法人地方税電子化協議会を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <p>1. 利用者データの審査と照会 2. 申告・申請・届出データの審査と照会 3. 申告データのダウンロード機能 4. 特別徴収税額データの送信機能 5. 償却資産データの連携</p>	<p>・給与支払報告書及び年金支払報告書の支払者が、提出義務のある申告データ等を、地方税共同機構を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <p>1. 利用者データの審査と照会 2. 申告・申請・届出データの審査と照会 3. 申告データのダウンロード機能 4. 特別徴収税額データの送信機能 5. 償却資産データの連携 6. 市税の納付データの受信・ダウンロード</p>	事後	
令和3年2月15日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム3	<p>・国税庁、他自治体が、所得税確定申告等の情報または税額データを一般社団法人地方税電子化協議会を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、一般社団法人地方税電子化協議会を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <p>1. 確定申告データのダウンロード機能 2. 確定申告データの照会・印刷機能 3. 自治体間回送機能</p>	<p>・国税庁、他自治体が、所得税確定申告等の情報または税額データを地方税共同機構を受付窓口として、インターネットを通して送信するシステムである。データ連携には特定個人情報も含まれ、地方税共同機構を経由して市町村へ連携が行われる。</p> <p>1. 確定申告データのダウンロード機能 2. 確定申告データの照会・印刷機能 3. 自治体間回送機能</p>	事後	

令和3年2月15日	I 基本情報 / 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 / ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、50条、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の2の3、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託の有無	委託する (5件)	委託する (4件)	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項2	③委託先名:扶桑電通株式会社、株式会社リンク ④再委託の有無:再委託なし	③委託先名:日本電子計算株式会社 ④再委託の有無:再委託する ⑤あらかじめ書面により申請・承認を行う ⑥システム保守	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項3	③委託先名:毎年度の入札による	③委託先名:株式会社共立メンテナンス	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項4	③委託先名:毎年度の入札による	③委託先名:シティコンピュータ株式会社	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取り扱いの委託 / 委託事項5	帳票類の印字、封入封緘、圧着業務 ①委託内容:給与支払報告書等の課税資料の郵便開封・分類・補記・入力等作業 ②委託先における取扱者数:10人以上50人未満 ③委託先名:日本電子計算(株) ④再委託の有無:再委託しない	委託事項5を削除し、委託事項6を委託事項5とする	事後	
令和3年2月15日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 5. 特定個人情報の提供・移転 / 提供・移転の有無	[○]提供を行っている (62)件 [○]移転を行っている (24)件	[○]提供を行っている (65)件 [○]移転を行っている (24)件	事後	
令和3年2月15日	III リスク対策 / 8. 監査	自己点検	内部監査	事後	
令和3年2月15日	V 評価実施手続き / 1. 基礎評価項目	①実施日:平成31年3月7日	①実施日:令和3年2月15日	事後	

令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2		提供先No. No.11～No.24をNo.12～No.25へ No.25～No.56をNo.27～No.58へ No.57～No.62をNo.60～No.65へ修正	事後	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	※提供先No.11を追加	提供先No.11 提供先:市町村長 ①法令上の根拠(項番):同上、20 ②提供先における用途:身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:同上 ④提供する情報の対象となる本人の数:同上 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:同上 ⑥提供方法:同上 ⑦時期・頻度:同上	事後	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	※提供先No.26を追加	提供先No.26 提供先:市町村長 ①法令上の根拠(項番):同上、53 ②提供先における用途:知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:同上 ④提供する情報の対象となる本人の数:同上 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:同上 ⑥提供方法:同上 ⑦時期・頻度:同上	事後	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2 提供先No.39	②提供先における用途 雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	②提供先における用途 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	※提供先No.59を追加	提供先No.59 提供先:厚生労働大臣 ①法令上の根拠(項番):同上、117 ②提供先における用途:年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報:同上 ④提供する情報の対象となる本人の数:同上 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲:同上 ⑥提供方法:同上 ⑦時期・頻度:同上	事後	
令和3年2月15日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2 提供先No.60	①法令上の根拠(項番):119	①法令上の根拠(項番):120	事後	

令和4年3月11日	I 基本情報 / 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 / ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)(第1条、2条、3条、4条、6条、7条、8条、10条、12条、13条、14条、16条、19条、20条、22条、22条の3、22条の4、23条、24条、24条の2、24条の3、25条、26条の3、27条、28条、31条、31条の2、31条の3、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、43条、43条の3、43条の4、44条、44条の2、45条、47条、49条、49条の2、51条、53条、54条、55条、58条、59条、59条の2、59条の3) (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第2 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 第1, 2, 3, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 20, 23, 26, 27, 28, 29, 30, 31, 34, 35, 37, 38, 39, 40, 42, 48, 53, 54, 57, 58, 59, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 71, 74, 80, 84, 85の2, 87, 91, 92, 94, 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 117, 120, 121の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号及び別表第2 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの(27の項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条	事後	
令和4年3月11日	V 評価実施手続き / 1. 基礎評価項目	①実施日: 令和3年2月15日	①実施日: 令和4年2月15日	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	番号法第19条第7号別表第2	番号法第19条第8号別表第2	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	※提供先No.61～65	※提供先No.61～65を No.62～66に変更	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 提供・移転の有無 別紙2	※提供先No.61を変更	提供先No.61 提供先: 市町村長 ①法令上の根拠(項番): 同上、121 ②提供先における用途: 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの ③提供する情報: 同上 ④提供する情報の対象となる本人の数: 同上 ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲: 同上 ⑥提供方法: 同上 ⑦時期・頻度: 同上	事後	
令和4年3月11日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 5. 特定個人情報の提供・移転 / 提供・移転の有無	[○] 提供を行っている (65) 件 [○] 移転を行っている (24) 件	[○] 提供を行っている (66) 件 [○] 移転を行っている (24) 件	事後	
令和5年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 / 委託事項4	シティコンピュータ株式会社	京都工業株式会社	事後	
令和5年2月17日	V 評価実施手続き / 1. 基礎評価項目	①実施日: 令和4年2月15日	①実施日: 令和5年2月17日	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 / 別紙3. 移転	移転先No.: 1 移転先: こども部こども未来室 ①法令上の根拠(項番): 番号法第9条第1項別表第1(8) ②移転先における用途: 障がい児通所支援 心身障がい児通園施設に関する業務 障がい児相談支援給付等 心身障がい児施設措置費 保育所における費用の徴収 助産施設における助産の実施 母子生活支援施設における保護の実施	移転先No.: 1 移転先: 子育て健康部子育て支援室 ①法令上の根拠(項番): 番号法第9条第1項別表第1(8) ②移転先における用途: 障がい児通所支援 心身障がい児通園施設に関する業務 障がい児相談支援給付等 心身障がい児施設措置費 助産施設における助産の実施 母子生活支援施設における保護の実施	事後	

令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先の追加	移転先No.:2 移転先:教育・こども部こども未来室 ①法令上の根拠(項番):同上(8) ②移転先における用途: 保育所における保育の実施・措置又は 費用の徴収 ③移転する情報:所得情報、扶養関係情報 ④移転する情報の対象となる本人の数:同上 ⑤移転する情報の対象となる本人の範囲: 市・府民税課税台帳に登録されている者 ⑥移転方法:庁内連携システム ⑦時期・頻度:毎日	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:2 移転先:生きがい健康部健康づくり推進室 ②移転先における用途: 接種実績及び予診票の集計事務 委託料支払事務 接種費償還払い事務 副反応、事故報告事務 健康被害給付費支給事務	移転先No.:3 移転先:子育て健康部健康づくり推進室 ②移転先における用途: 接種実績及び予診票の集計事務 委託料支払事務 接種費償還払い事務	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:3 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:4 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:4 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:5 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:5 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:6 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:6 移転先:生きがい健康部生活福祉課	移転先No.:7 移転先:福祉部生活福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:7 移転先:都市デザイン部建築住宅課	移転先No.:8 移転先:都市デザイン部建築住宅室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:8 移転先:生きがい健康部保険年金室	移転先No.:9 移転先:市民生活部保険年金室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:9 移転先:生きがい健康部保険年金室	移転先No.:10 移転先:市民生活部保険年金室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:10 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:11 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:11 移転先:こども部こども未来室	移転先No.:12 移転先:子育て健康部子育て支援室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:12 移転先:生きがい健康部高齢介護室	移転先No.:13 移転先:福祉部高齢介護室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:13 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:14 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:14 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:15 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:15 移転先:生きがい健康部健康づくり推進室 ②移転先における用途: 低体重児把握台帳作成 4か月児・1歳6か月児・3歳児健康診 査及 び結果の入力・集計 妊娠届出台帳作成 母子健康手帳の交付	移転先No.:16 移転先:子育て健康部健康づくり推進室 ②移転先における用途: 母子健康手帳の交付 妊娠判定補助業務 産後ケア事業	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:16 移転先:こども部こども未来室	移転先No.:17 移転先:子育て健康部子育て支援室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:17 移転先:生きがい健康部保険年金室	移転先No.:18 移転先:市民生活部保険年金室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:18 移転先:生きがい健康部生活福祉課	移転先No.:19 移転先:福祉部生活福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:19 移転先:生きがい健康部高齢介護室	移転先No.:20 移転先:福祉部高齢介護室	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:20 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:21 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:21 移転先:こども部こども未来室 ②移転先における用途: 子どものための教育・保育給付の支 給・地 域子ども・子育て支援事業の実施(放 課後 児童クラブ以外)	移転先No.:22 移転先:教育・こども部こども未来室 ②移転先における用途: 子どものための教育・保育給付及び 子育て のための施設等利用給付の支給 地域子ども・子育て支援事業の実施 (放課 後児童クラブ以外)	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 別紙3. 移転	移転先No.:22 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No.:23 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	

令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 / 別紙3. 移転	移転先No. :23 移転先:生きがい健康部障がい福祉課	移転先No. :24 移転先:福祉部障がい福祉課	事後	
令和5年2月17日	重点項目評価書・様式3 / 別紙3. 移転	移転先No. :24 移転先:生きがい健康部生活福祉課	移転先No. :25 移転先:福祉部生活福祉課	事後	
令和5年2月17日	II 特定個人情報ファイルの概要 / 5. 特定個人情報の提供・移転 / 提供・移転の有無	[O] 提供を行っている (66) 件 [O] 移転を行っている (24) 件	[O] 提供を行っている (66) 件 [O] 移転を行っている (25) 件	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム4	①システムの名称:統合型地理情報システム(GIS) ②システムの機能:・図面管理機能 固定資産(土地・家屋)の課税情報、地図情報を航空写真とあわせて管理する。 ③他のシステムとの接続:なし	①システムの名称:滞納管理システム ②システムの機能:・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の滞納管理に関する電算処理を行う。 1. 税務総合システムと連携して滞納情報を管理する。 2. 調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 3. 滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 4. 催告書、納付書等を発行する。 ③他のシステムとの接続:庁内連携システム	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム5	①システムの名称:家屋評価計算システム ②システムの機能:・家屋評価計算機能 固定資産評価基準に基づき家屋の評価計算を行う。 ③他のシステムとの接続:庁内連携システム	①システムの名称:中間サーバー ②システムの機能:1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能 4. システム接続機能 中間サーバーと中間サーバー-GWとの間で情報照会内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能 6. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能 7. データの送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能 8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能 10.システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能 ③他のシステムとの接続:情報提供ネットワーク	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム6	①システムの名称:滞納管理システム ②システムの機能:・地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち市税の滞納管理に関する電算処理を行う。 1. 税務総合システムと連携して滞納情報を管理する。 2. 調査・照会によって収集した滞納者の収入及び財産等の情報を管理する。 3. 滞納処分に関する書類の作成や発行を行うと共に処分等の情報を管理する。 4. 催告書、納付書等を発行する。 ③他のシステムとの接続:庁内連携システム	①システムの名称:中間サーバー-GW ②システムの機能: 1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の新規付番や、団体内統合宛名情報の管理を行う機能 2. データ連携機能 団体内統合宛名システム等から特定個人情報を受領し、中間サーバーに反映する機能 3. 情報照会機能 他団体が保有する特定個人情報を照会する機能 4. 記録管理機能(ログ管理機能) 情報照会・情報提供に関する処理の記録を生成し管理する機能 5. 情報提供データベース管理機能 中間サーバーに送受信される特定個人情報に関するデータを管理する機能 6. 職員認証・権限管理機能 権限を与えられた職員のみがそれぞれの権限に基づき各種機能や特定個人情報へアクセスできるよう制御を行う機能 7. システム管理機能 連携処理の自動実行、各種集計表等の出力を行う機能 ③他のシステムとの接続:その他(中間サーバー、団体内統合宛名システム)	事後	

令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム7	<p>①システムの名称: 中間サーバー</p> <p>②システムの機能: 1. 符号管理機能 情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して情報照会要求の受領及当該特定個人情報(連携対象)の提供と行う機能</p> <p>4. システム接続機能 中間サーバーと中間サーバーGWとの間で情報照会内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6. 情報提供データベース管理機能特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7. データの送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8. セキュリティ管理機能 セキュリティを管理する機能</p> <p>9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知及び保管期限切れ情報の削除を行う機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 情報提供ネットワーク</p>	<p>①システムの名称: 団体内統合宛名システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. 団体内統合宛名情報の検索照会機能 団体内統合宛名情報を検索、照会する機能</p> <p>2. 団体内統合宛名情報の異動入力機能 団体内統合宛名情報を異動入力する機能</p> <p>3. 宛名情報関連付け機能(データクレンジング機能) 複数登録されている同一宛名情報を特定し、団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>4. データ連携機能 庁内連携システムから特定個人情報を受領し、中間サーバーGWに反映する機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 庁内連携システム その他(中間サーバーGW)</p>	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム8	<p>①システムの名称: 中間サーバーGW</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. 団体内統合宛名管理機能 団体内統合宛名番号の新規付番や、団体内統合宛名情報の管理を行う機能</p> <p>2. データ連携機能 団体内統合宛名システム等から特定個人情報を受領し、中間サーバーに反映する機能</p> <p>3. 情報照会機能 他団体が保有する特定個人情報を照会する機能</p> <p>4. 記録管理機能(ログ管理機能) 情報照会・情報提供に関する処理の記録を生成し管理する機能</p> <p>5. 情報提供データベース管理機能 中間サーバーに送受信される特定個人情報に関するデータを管理する機能</p> <p>6. 職員認証・権限管理機能 権限を与えられた職員のみがそれぞれの権限に基づき各種機能や特定個人情報へアクセスできるように制御を行う機能</p> <p>7. システム管理機能 連携処理の自動実行、各種集計表等の出力を行う機能</p> <p>③他のシステムとの接続: その他(中間サーバー、団体内統合宛名システム)</p>	<p>①システムの名称: 宛名システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. 宛名照会機能 宛名の照会を行う機能</p> <p>2. 宛名異動機能 宛名の異動を行う機能</p> <p>3. データ連携機能 既存住民基本台帳システムからのデータを受け取り、宛名データを庁内連携システムへ連携する機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 庁内連携システム 既存住民基本台帳システム</p>	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム9	<p>①システムの名称: 団体内統合宛名システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. 団体内統合宛名情報の検索照会機能 団体内統合宛名情報を検索、照会する機能</p> <p>2. 団体内統合宛名情報の異動入力機能 団体内統合宛名情報を異動入力する機能</p> <p>3. 宛名情報関連付け機能(データクレンジング機能) 複数登録されている同一宛名情報を特定し、団体内統合宛名番号を付番する機能</p> <p>4. データ連携機能 庁内連携システムから特定個人情報を受領し、中間サーバーGWに反映する機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 庁内連携システム その他(中間サーバーGW)</p>	<p>①システムの名称: 庁内連携システム</p> <p>②システムの機能: データ連携機能 各個別システムで必要とする他システムのデータの連携を行う機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 宛名システム等 税務システム その他(団体内統合宛名システム、家屋評価計算システム、滞納管理システム)</p>	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム10	<p>①システムの名称: 宛名システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. 宛名照会機能 宛名の照会を行う機能</p> <p>2. 宛名異動機能 宛名の異動を行う機能</p> <p>3. データ連携機能 既存住民基本台帳システムからのデータを受け取り、宛名データを庁内連携システムへ連携する機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 庁内連携システム 既存住民基本台帳システム</p>	<p>①システムの名称: コンビニ交付システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. コンビニからの証明書発行依頼の応答</p> <p>2. 証明書の発行履歴の保持、出力</p> <p>③他のシステムとの接続: 税務システム</p>	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム11	<p>①システムの名称: 庁内連携システム</p> <p>②システムの機能: データ連携機能 各個別システムで必要とする他システムのデータの連携を行う機能</p> <p>③他のシステムとの接続: 宛名システム等 税務システム その他(団体内統合宛名システム、家屋評価計算システム、滞納管理システム)</p>	削除	事後	
令和5年2月17日	I 基本情報 / 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム / システム12	<p>①システムの名称: コンビニ交付システム</p> <p>②システムの機能:</p> <p>1. コンビニからの証明書発行依頼の応答</p> <p>2. 証明書の発行履歴の保持、出力</p> <p>③他のシステムとの接続: 税務システム</p>	削除	事後	

